

2 ごみ資源循環課の歩み

- 昭和32年 ・保健課内の業務の一端として清掃業務を開始する。
- 昭和36年 ・埋立場を安城町広畔地内に開設する。
- 昭和37年 ・し尿の海洋投棄を開始する。
 - ・碧海郡桜井町と一部事務組合を設立、名称を「碧海中部清掃施設組合」とする。
- 昭和38年 ・し尿汲取条例を廃止し、市清掃条例を制定する。
 - ・し尿汲取業者3業者に汚物取扱業許可を附す。
 - ・し尿汲取手数料30ℓ当たり30円と設定する。(9月)
 - ・塵芥収集車両は三輪トラックが主流となる。
- 昭和40年 ・桜井町と共同の汚物処理場「安城衛生センター」が和泉町丁拝に完成、ごみ焼却施設（処理能力：30t/8h）、し尿処理施設（処理能力：80kℓ/日）を設置する。
 - ・し尿汲取手数料を30ℓ当たり40円に改訂。(4月)
- 昭和41年 ・清掃法の改正により、し尿汲取業者三業者とし尿収集に関する委託契約を締結する。
 - ・し尿海洋投棄処分を内陸処分に切替える。
 - ・清掃事業所を安城町大山から安城町広畔に新築移転する。
- 昭和42年 ・安城市と碧海郡桜井町が合併、一部事務組合を解消し、安城市衛生センターとする。
 - ・塵芥収集車両は四輪トラック（蓋付）が主流となる。
- 昭和43年 ・不燃物収集委託契約締結。（東海道線以北地域）
- 昭和44年 ・機構改革により保健課清掃係から清掃課が独立する。
 - ・し尿汲取手数料を36ℓ当たり65円に改訂する。(11月)
 - ・ごみ出し方法をポリ容器から紙袋方式に変更する。
- 昭和47年 ・市清掃条例全面改正。
 - ・安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び施行規則を制定。(6月)
 - ・市全域の塵芥収集始まる。ステーション方式の開始。
 - ・ごみ戦争勃発。
 - ・塵芥収集車両はオープンダンプが主流となる。
- 昭和48年 ・し尿収集業務を委託制から許可制に変更する。
 - ・し尿汲取手数料を36ℓ当たり90円に改訂する。(4月)
- 昭和49年 ・し尿処理施設（処理能力：50kℓ/日）を増改築する。
 - ・し尿汲取手数料を18ℓ当たり60円に改訂する。(4月)
 - ・ごみ減量作戦を展開、「ごみと戦う」8ミリ映画制作。
- 昭和50年 ・清掃課第一、第二係から庶務係・施設係・事業係となる。
 - ・し尿汲取手数料を18ℓ当たり85円に改訂する。(10月)
- 昭和51年 ・可燃ごみ収集車両に本格的機械車（ロータリーローダー）を導入する。
- 昭和52年 ・ごみ焼却施設の老朽化に伴い、新焼却施設の建設を開始する。
 - ・ごみ収集区域の地域割を学区割とする。

- ・不燃ごみ収集車両に本格的機械車（プレスパッカー）を導入する。
 - ・小学校4年生を対象に清掃施設見学（クリーンバス）を開始する。
- 昭和53年
- ・し尿汲取制度に定額制を導入する。
 - ・し尿汲取手数料を180円当たり100円に改訂する。（11月）
 - ・し尿処理施設に下記装置を設置する。
 - 脱臭装置（直燃式）処理能力 50m³/分
 - 脱臭装置（吸着式）処理能力 310m³/分（昭和58年処理能力350m³/分に増設）
 - 脱色装置 処理能力1,800m³/日
- 昭和54年
- ・ごみ焼却処理施設（処理能力：150t/24h（75t/24h×2炉））が完成、同時に運転管理業務を委託する。
 - ・安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の全面改正。（6月）
- 昭和55年
- ・し尿汲取手数料を180円当たり120円に改訂する。（11月）
 - ・一般廃棄物処理手数料の改訂をする。
 - ・清掃事業所を安城町広畔から堀内町西新田に新築移転する。
 - ・安城530運動連絡会発足。
- 昭和56年
- ・汚水処理施設を有した一般廃棄物最終処分場の建設を藤井町南高根で開始する。
 - 全面積 26,226m²
 - 埋立面積 25,114m²
 - 埋立容量 73,423m³
 - 汚水処理能力 40m³/日
 - ・し尿処理施設に汚泥脱水機（スクリュープレス機）を導入する。
- 昭和57年
- ・一部地域にて空き缶・空きびんの分別回収を始める。
- 昭和58年
- ・し尿汲取手数料を360円当たり270円に改訂する。（11月）
- 昭和59年
- ・廃乾電池回収ボックスを設置し、乾電池の回収を始める。
 - ・新しいし尿処理施設（安城市衛生センター）の建設を始める。
- 昭和60年
- ・安城市生ごみ堆肥化促進に関する補助金交付要綱を制定し、生ごみ堆肥化促進器具購入に対する補助金制度を設ける。
- 昭和61年
- ・清掃課施設係から施設第一係、施設第二係となる。
 - ・安城市ごみ等分別収集協力地区報償金交付要領を制定。（4月）
 - ・空き缶・空きびんの分別回収を全市域に広げる。（一部地域を除く）
 - ・委託収集業務を不燃ごみより可燃ごみに変更する。
- 昭和62年
- ・生ごみ堆肥化促進に関する補助制度を2か年限りで廃止する。
 - ・し尿処理施設（処理方式：二段活性汚泥法（低希釈法）、処理能力：180kℓ/日）が完成、同時に運転管理業務を一部委託。
 - ・安城市有価物回収地区報償金交付要領を制定（4月）し、ごみ減量及び省資源運動の推進を図る。
 - ・安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領を制定し、急激な円高に伴う資源ごみの買取り価格の値下りによるリサイクル事業の低迷防止のため、報償金（1kg当たり1円50銭）を交付し事業の推進を図る。

- ・藤井町一般廃棄物最終処分場が埋立完了、榎前町一般廃棄物最終処分場の埋立を開始する。(6月)

- ・使用済み乾電池の広域回収処理計画に基づき、北海道の野村興産㈱イトムカ鉱業所に、昭和59年より回収された使用済み乾電池25tを運搬し、処理・処分を実施する。

昭和63年 ④ 榎前町一般廃棄物最終処分場の拡張工事及び汚水処理施設の建設を開始する。

　　拡張面積 25,800m² (2・3期)

　　拡張埋立容量 95,500m³ (〃)

　　汚水処理能力 155m³/日

- ・不燃物減容化施設の建設が始まる。

平成元年 ⑤ し尿汲取手数料を消費税法の施行にともない、36ℓ当たり278円に改訂する。(4月)

- ・不燃物減容化施設(処理能力:30t/日(5h))が完成、同時に運転管理業務を委託する。

- ・榎前町一般廃棄物最終処分場の第3期工事及び汚水処理施設が完成、同時に汚水処理施設の運転管理業務を委託する。

- ・ごみ焼却施設の燃焼ガス処理に塩化水素除却装置を新設するとともに電気集じん機の改修をする。

- ・合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱を制定し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図る。

平成 2年 ⑥ し尿汲取手数料を36ℓ当たり330円に改訂する。(4月)

- ・安城市資源ごみ回収事業推進報償金要領の報償金を1kg当たり2円に増額する。

平成 3年 ⑦ 安城市資源ごみ回収事業推進報償金要領の報償金を1kg当たり3円に増額する。

- ・くず鉄価格の下落により、逆有償となる。(5円/kg)

- ・安城市生活排水クリーン推進員設置要領を制定。(4月)

平成 4年 ⑧ 市全域で空き缶・空きびんの分別回収実施。

- ・安城市清掃事業所の設置及び管理に関する条例の廃止。

- ・榎前町一般廃棄物最終処分場の拡張工事を開始する。

　　拡張面積 23,400m² (4期)

　　拡張埋立容量 80,200m³ (〃)

- ・清掃課施設整備係を設ける。

平成 5年 ⑨ 安城市ごみ減量化検討委員会設置。

- ・生ごみ堆肥化促進に関する補助制度を再開する。

平成 6年 ⑩ 安城市資源ごみ回収事業推進報償金要領の報償金を1kg当たり5円に増額する。

- ・ガラス・カレット処分の引取りが有償となる。(4円/kg)

- ・粗大ごみの戸別収集を1個800円にて始める。(9月)

- ・安城市ごみ減量化検討委員会から「ごみ減量化、再資源化について」の提言を受け委員会を解散する。

- ・ごみ焼却施設の老朽化に伴い、新焼却施設の建設を開始する。

- 平成 7年
 - ・清掃課施設整備係を施設第一係に統合する。
 - ・清掃課庶務係からごみ減量係となる。
 - ・安城市ポイ捨て等防止推進員設置要領を制定。(11月)
 - ・E Mボカシの無料配布事業を開始する。(5月)
 - ・クズ鉄価格の上昇により、逆有償の停止。(6月)
 - ・安城市空き缶等散乱防止条例の制定。(9月) 同年11月施行。
- 平成 8年
 - ・可燃ごみの収集業務が全面委託となる。
 - ・リサイクルプラザの建設を開始する。
 - ・安城市廃棄物対策推進委員会設置。
- 平成 9年
 - ・新焼却施設（処理能力：120t/日×2基、発電設備出力：1,950kW付）の完成。(3月)
 - ・衛生センターが環境クリーンセンターへ名称変更。
 - ・消費税率の引き上げ及び地方消費税の創設に伴う一般廃棄物処理手数料の一部を改訂する。(7月)
 - 動物の死体処分手数料を1個につき1,050円に改訂
 - し尿汲取手数料 定額制 改訂
 - 〃 従量制 360当たり340円、工事用仮設便所1,000円加算に改訂
 - ・ペットボトルを市内14店舗で拠点回収実施(7月)
- 平成10年
 - ・「安城市リサイクルプラザ」が赤松町乙菊に完成。不燃ごみ・粗大ごみ破碎施設（処理能力：43t/日）、再生施設（処理能力：0.2t/日）、びん類選別施設（処理能力：9t/日）、缶類選別施設（処理能力：6t/日）を設置する。(7月)
 - ・安城市ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金交付要領を制定し、ペットボトル集団回収を幼稚園、保育園、小・中学校で開始する。(7月)
 - ・粗大ごみの委託収集業務を不燃ごみに変更する。
 - ・安城市家庭ごみ指定袋制度実施要領を制定。(5月)
 - ・可燃ごみの指定袋制を導入する。(10月)
- 平成11年
 - ・財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターにて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(2月)
- 平成12年
 - ・不燃物減容化施設を改築し、資源化センターが完成。ペットボトル減容機（処理能力：300kg/h）、蛍光管破碎機（処理能力：3,000本/h）を設置する。(3月)
 - ・一部地域にて、スプレー缶・使い捨てライターの分別回収並びに不燃ごみの推奨袋導入の試行を開始する。(3月)
 - ・ごみ収集車に天然ガス車を採用。(9月)
- 平成13年
 - ・東海豪雨による災害廃棄物を受入れする。
 - 可燃ごみ 4,476.94t (1月～3月) 97.09t (4月)
 - 不燃ごみ 39.38t (〃)
 - ・家電リサイクル法完全施行。家電4品目は家電小売店で引き取ることになる。(4月)
 - ・家庭系廃棄物処理手数料を10kg当たり50円に、事業系廃棄物処理手数料を100

- kg当たり840円に改訂する。(4月)
- ・安城市せん定枝リサイクルプラントを設置する。(農務課) (4月)
 - ・安城530運動事業補助金交付要綱を制定。(4月)
 - ・家電リサイクル協力店認定要綱の制定。(5月)
 - ・清掃課の各施設においてISO14001を認証取得する。(6月)
 - ・スプレー缶、使い捨てライターの分別回収並びに不燃ごみ袋の透明化を本格実施する。(6月)
 - ・アダプトプログラム実施要綱の制定。(9月)
- 平成14年
- ・施設一係、施設二係を施設係に統合する。(4月)
 - ・安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領の報償金を1kg当たり7円に増額する。(4月)
 - ・安城北部リサイクルステーションを東栄町に開設する。(6月)
 - ・事業系古紙の搬入規制を開始する。(10月)
 - ・安城南部リサイクルステーションを赤松町に開設する。(11月)
 - ・プラスチック製容器包装の分別収集試験(35町内会)を開始する。(11月)
- 平成15年
- ・プラスチック容器包装の分別収集を市内全域で開始する。(4月)
 - ・榎前町一般廃棄物最終処分場再生事業に着手し、用地28,507m²を買収する。(4月)
 - ・安城市ごみ運搬自動車貸出事業実施要綱を制定。(5月)
 - ・桜井リサイクルステーションを桜井町に開設する。(6月)
 - ・家庭系パソコンコンピューターのメーカー回収を開始する。(10月)
 - ・作野リサイクルステーションを篠目町に開設する。(12月)
- 平成16年
- ・安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領の報償金を1kg当たり6円に減額する。逆有償のときは、1kg当たり1円を限度に加算する。(4月)
 - ・安城市有価物回収地区報償金を町内会の世帯数及び実施月数6月以上を基準に改定する。(4月)
 - ・安城市ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金をペットボトル1袋(約12kg)当たり240円に増額し、乾電池1kg当たり30円に減額する。(4月)
 - ・安城市せん定枝リサイクルプラントが農務課から移管される。(4月)
 - ・燃やせるごみ指定袋200サイズに持ち手加工する。(5月)
 - ・家庭から排出される紙類のステーション回収を廃止する。(6月)
 - ・家庭系メーカー等不存在パソコンの回収・資源化を開始する。(7月)
 - ・焼却灰運搬専用車両、天蓋付10tダンプ購入する。(8月)
 - ・焼却灰1,500tを溶融し、スラグをリサイクル活用するため、名古屋市港区の業者に委託する。(6月)
 - ・榎前町一般廃棄物最終処分場再生業務を開始する。(9月)
- 平成17年
- ・清掃課から環境保全課となる。(4月)
 - ・環境課環境保全係から環境保全課環境保全係となる。(4月)
 - ・三河安城リサイクルステーションを箕輪町に開設する。(10月)

- ・「安城市空き缶等の散乱防止条例」を「安城市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例」に改定する。(11月)
 - ・第15回リサイクルフェアにおいて「環境戦隊サルビアン」を誕生させる。(11月)
- 平成18年
- ・不法投棄監視カメラ10台を購入し、町内会への貸し出しを開始する。(7月)
 - ・再生補修家具等入札販売事業（毎月第2日曜）を開始する。(7月)
- 平成19年
- ・軽四輪貨物自動車の一般有料貸し出しを開始する。(1月)
 - ・安城市アダプトプログラム実施要綱を制定。(2月)
 - ・ごみ収集車にバイオディーゼル燃料の試験使用を開始する。(3月)
 - ・御幸本町リサイクルステーションを御幸本町に開設する。(4月)
 - ・安城市生ごみ減量化モデル地域支援事業報奨金交付要綱を制定。(4月)
 - ・安城市乾燥生ごみ資源化促進事業報奨金交付要綱を制定。(4月)
 - ・安城市生ごみみたい肥化促進に関する補助金交付要綱を廃止し、安城市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱を制定。(4月)
 - ・浄化槽設置に対する補助制度を、高度処理型浄化槽に限定する。(4月)
 - ・安城市廃棄物対策推進委員会を安城市ごみ減量推進委員会に改称する。(6月)
 - ・「環境戦隊サルビアン」のDVDを制作し、安城市中央図書館にて貸し出す。(7月)
- 平成20年
- ・安城市レジ袋削減推進協議会を発足(2月)
 - ・環境保全課ごみ減量係がごみ減量推進室となる。(4月)
 - ・榎前町一般廃棄物最終処分場への不燃残さ埋立てを開始する。(4月)
 - ・生ごみ処理機購入補助金の補助率を2/3に、補助上限額をバイオ式生ごみ処理機40,000円、乾燥式生ごみ処理機35,000円、たい肥化容器7,000円に拡充する。(4月)
 - ・事業系廃棄物処理手数料を10kg当たり100円に改訂する。(4月)
 - ・清掃業務監視員制度を地域クリーン推進員制度に変更する。(4月)
 - ・「安城市資源ごみ回収事業推進報償金交付要領」を「安城市資源回収事業推進報償金交付要綱」に改定し、報償金を1kg当たり7円（一般方式）・2円（業者回収方式）とする。(4月)
 - ・古紙の分別収集試験（7町内会）を開始する。(5月)
 - ・市内55店舗にてレジ袋の有料化を開始する。(6月)
 - ・古紙の分別収集を市内全域で開始する。(7月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園27園にてごみ減量PRのための公演を実施。(8月～平成21年1月)
- 平成21年
- ・ごみ収集日お知らせメールサービスの運営を開始。(2月)
 - ・「ごみ減量20%フォーラム」を開催。(2月)
 - ・榎前町一般廃棄物最終処分場再生業務が完了する。(3月)
 - ・家電リサイクル法対象品目に、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加される。(4月)
 - ・古着の分別収集を市内全域で開始する。(4月)

- ・桜井リサイクルステーションを桜井町（名古屋鉄道西尾線高架下）に移転する。
(4月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園12園にてごみ減量PRのための公演を実施。（7月～12月）
 - ・生ごみ処理機購入補助の対象に、「減量容器」を加える。(8月)
 - ・燃やせるごみ指定袋をデザイン変更し、持ち手加工を施し、併せて容量を小さくする。（45ℓ・30ℓ・20ℓ→35ℓ・20ℓ・10ℓ）(10月)
 - ・プラスチック製容器包装指定袋と燃やせないごみ推奨袋をデザイン変更し、持ち手加工する。(10月)
- 平成22年
- ・雑がみ回収袋の販売を開始する。(1月)
 - ・災害時のリスク分散のため、群馬県吾妻郡草津町の埋立処分場にて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(2月)
 - ・経済環境部から環境部となる。(4月)
 - ・御幸本町リサイクルステーションの開業体制を土日から毎日に拡充する(6月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園15園にてごみ減量PRのための公演を実施。（6月～12月）
 - ・一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する要綱を制定。(8月)
 - ・「安城市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に資源ごみ持ち去り禁止に関する条文を追加。(9月)
 - ・財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターにおける埋立処分を終了する。
- 平成23年
- ・公益財団法人愛知臨海環境整備センターにて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(1月)
 - ・資源ごみ持ち去り禁止施行。(4月)
 - ・安城市家電リサイクル協力店認定要綱を廃止。(4月)
 - ・ごみ減量推進市民活動支援プログラム実施要領を制定し、市民の自主的なごみ減量行動の促進を図る。(4月)
 - ・御幸本町リサイクルステーションを閉鎖する。(7月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園12園にてごみ減量PRのための公演を実施。（7月～12月）
 - ・生ごみ処理機モニター制度を開始する。(7月)
 - ・エコセンターあんじょうを御幸本町に開設する。(環境首都推進課) (8月)
 - ・作野リサイクルステーションを移転し、新安城リサイクルステーションを住吉町に開設する。(9月)
- 平成24年
- ・生ごみ処理機器購入補助金の補助上限額をバイオ式生ごみ処理機45,000円、乾燥式ごみ処理機45,000円に拡充する。(7月)
 - ・清掃事業所で乾燥生ごみとごみ袋またはトイレットペーパーとの交換を開始する。(8月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園13園にてごみ

- 減量PRのための公演を実施。(8月～1月)
- ・放射線測定器の貸出しを開始する。(9月)
 - ・15cm以下の小型電子機器10品目の回収をリサイクルステーションで開始する。(12月)
- 平成25年
- ・環境保全課がごみゼロ推進課になる。(4月)
 - ・環境保全課環境保全係が環境首都推進課環境保全係になる。(4月)
 - ・安城市井戸等自己水施設衛生対策要領を制定。(4月)
 - ・リサイクルプラザで家庭系パソコンの回収を開始する。(7月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園16園にてごみ減量PRのための公演を実施。(9月～12月)
- 平成26年
- ・総合リサイクルステーション（エコらんど）を赤松町に開設する。(1月)
他のリサイクルステーションの回収品目に加えて下記の品目を回収。

びん・缶・破碎困難ごみ・危険ごみ、プラスチック製容器包装、家電製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く）、硬質プラスチック製品、ボタン電池、小型充電電池、シュレッダーごみ、プラスチックの土、コンクリート片、レンガ片、事業系の古紙類
 - ・清掃事業所での乾燥生ごみ交換を終了し、総合リサイクルステーション（エコらんど）で開始する。(1月)
 - ・安城市ごみ減量活動功労団体等表彰要綱を制定。(2月)
 - ・安城市刈草等粉碎機購入補助金交付要綱を制定。(3月)
 - ・一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料を改定。(7月)
許可手数料5,000円、許可証再交付手数料1,000円に改定。
 - ・総合リサイクルステーション（エコらんど）、エコセンターあんじょうにて試験的に廃食用油の受入れを開始する。(8月)
 - ・資源化センターのペットボトル減容機を更新する。（処理能力400kg/h）(8月)
 - ・環境戦隊サルビアンキャラバン事業を実施。公立幼稚園・保育園13園にてごみ減量PRのための公演を実施。(9月～12月)
 - ・エコセンターあんじょうを大東町に移転する。(環境首都推進課) (10月)
- 平成27年
- ・桜井リサイクルステーションを桜井町（アピタ安城南店駐車場内）に移転する。(2月)
 - ・エコセンターあんじょうの所管を環境首都推進課からごみゼロ推進課に移管する。(4月)
 - ・し尿汲取手数料を改定。(7月)

定額制 1便槽当たり250円+世帯人員1人当たり290円
従量制 36リットル当たり350円 仮設便所加算額1,030円
- ・ごみ焼却施設基幹的設備改良工事（DCS、蒸気タービン更新）が完了。(3月)
- 平成28年
- ・生ごみ減量化総合支援事業実施要綱を制定。(4月)
 - ・安城市有価物回収地区報償金交付要領を安城市資源回収協力地区報償金交付要綱に改定し、町内会が設置した拠点ステーションにおけるペットボトル回収に対

する報償金を追加する。(4月)

- ・安城市ごみ等分別収集協力地区報償金交付要領を安城市地域クリーン推進員設置要綱に改定し、ペットボトルの拠点ステーションの管理に係る報償金を削除する。(4月)
- ・安城市学校等ペットボトル及び乾電池回収事業推進報償金交付要綱を安城市学校等ペットボトル等回収事業推進報償金交付要綱に改定。(4月)

平成29年

- ・し尿処理施設改修整備工事（処理方式：前処理・前脱水方式+生物酸化処理方式（下水道放流）、処理能力102kℓ/日）が完了。(2月)

- ・安城南部リサイクルステーションを閉鎖する。(3月)
- ・雑がみ回収袋の販売を中止する。(3月)
- ・一般廃棄物収集運搬業の新規許可を受け付けないこととする。(4月)
- ・生ごみ処理機器購入補助金の補助率を1/2に、補助上限額をバイオ式生ごみ処理機30,000円、乾燥式生ごみ処理機30,000円、たい肥化容器5,000円、減量容器5,000円に縮減する。(4月)
- ・エコセンターあんじょうを中部リサイクルステーションに名称変更する。(4月)
- ・三河安城リサイクルステーションを三河安城南町地内（ピアゴラフーズコア三河安城店駐車場内）で移転する。(7月)

平成30年

- ・安城市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画2018～2027を策定する。(3月)

- ・安城市災害廃棄物処理基本計画を策定する。(3月)
- ・生ごみ処理機器モニター制度を廃止する。(4月)
- ・災害時のリスク分散のため、秋田県鹿角郡小坂町の埋立処分場にて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始する。(11月)
- ・新安城リサイクルステーションを閉鎖する。(11月)

平成31年

- ・安城市地域クリーン推進員設置要綱を改正し、町内会へ支払うごみ分別収集協力地区報償金の世帯割額を100世帯あたり1,000円から4,000円に変更する。(4月)

- ・プラスチック製容器包装指定袋のデザインを変更する。(4月)

令和元年

- ・焼却灰を再資源化するため、セメント原料化を行う。(7月)

- ・し尿汲取手数料を改定。(10月)

定額制 1月に2回以上収集する場合の2回目以降の収集 640円

2月に1回の収集 1便槽当たり250円+世帯人員1人当たり590円

従量制 仮設便所加算額 1,040円

令和2年

- ・環境部が産業環境部になる。(4月)
- ・ごみ出し時のスプレー缶の穴開けを不要とし、スプレー缶中間処理について業務委託を開始する。(4月)
- ・三河安城リサイクルステーションを閉鎖する。(5月)
- ・ポイ捨て等防止推進員の委嘱を休止する。(6月)
- ・視覚障害者がごみステーションで資源ごみを排出する際に、コンテナの種類を判別できる様、危険ごみ・びんコンテナに穴開けを行う。(9月)

- ・再生補修家具等入札販売事業の仕組みを見直し、リユース品入札事業（年4回）を開始する。（12月）

- 令和3年
- ・リネットジャパンリサイクル株式会社と協定を締結し、宅配便を使ったパソコンや小型家電の回収を開始する。（3月）
 - ・廃棄物処理施設整備基本構想を策定する。（3月）
 - ・株式会社スギ薬局と地域活性化に関する包括連携協定の一環として、3店舗（東栄東店、安城中央店、桜井店）でのペットボトルの収集を開始する。（4月）
 - ・発起人である安城ロータリークラブの提言を受け、安城530運動連絡会を解散する。（5月）
 - ・株式会社スギ薬局と地域活性化に関する包括連携協定の一環として、新たに2店舗（池浦店、住吉店）でのペットボトルの収集を開始する。（7月）
 - ・サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーMONOZUKURIエキスパート株式会社と、ボトル to ボトルリサイクルに向けた三者協定を締結する。（9月）
 - ・リサイクルプラザで火災が発生する。（10月）
- 令和4年
- ・安城市災害廃棄物処理計画を改訂する。（3月）
 - ・新型コロナウィルス感染症の蔓延が継続する中で安定して資源回収を行うため、実施月数に応じた報償金額を交付できるよう資源回収協力地区報償金交付要綱を改正する。（3月）
 - ・環境都市推進課で実施しているさわやかマナーまちづくり活動と様式を統一することにより手続きの簡素化を図るため、アダプトプログラム実施要綱を改正する。（3月）
 - ・粗大ごみ個別有料収集のインターネット予約受付を開始する。（4月）
 - ・食品ロス削減マッチングサービス「AnjoたべRing byタバスケ」の運用を開始する。（4月）
 - ・藤井町一般廃棄物最終処分場の農地復旧工事を行い、土地所有者に返還する。（6月）
 - ・令和2年のレジ袋の全国的な有料化の開始によりその役割を終えたとして、安城市レジ袋削減推進協議会を解散する。（7月）
 - ・篠目リサイクルステーションを篠目町に開設する。（10月）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画を策定し、国の認定を受ける。（12月）
- 令和5年
- ・安城市一般廃棄物処理基本計画2023（令和5）年度～2037（令和19）年度を策定（改定）する。（2月）
 - ・不燃ごみ破碎処理施設等整備基本計画を策定する。（3月）
 - ・産業環境部ごみゼロ推進課が環境部ごみ資源循環課となる。（4月）
 - ・充電式小型家電、電池類のごみステーション収集を開始する。（4月）
 - ・総合リサイクルステーション（エコらんど）の回収品目に羽毛布団、プラスチック製衣装ケースを加える。（4月）

- ・生ごみ処理機器購入補助金交付要綱を改正し、補助対象となる販売店を市内から国内に、申請期間を「購入日から1か月以内」から「購入日又は納品日から2か月以内」に拡充する。(4月)
- ・A I カメラを利用したリサイクルプラザの渋滞状況の公開を試験的に開始する。(5月)